

次年度（平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日）

- （注）１．以上は事業協同組合で行い得る事業を列挙したものであるが、適宜取捨選択の上初年度、次年度で実際に実施するものについて具体的に数字的な裏付をもって計画を検討すること。
- ２．事業計画は定款第７条に記載した事業が全部初年度、次年度において実施されるよう計画すること。初年度、次年度で実施する見込みのない事業は定款から削除すること。